

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
会 長 井 上 博
政策委員長 河 原 雄 一



公益財団法人

日本知的障害者福祉協会

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会の概要

1. **設立年月日** : 昭和9年10月22日

2. **活動目的及び主な活動内容** : 本協会は、全国の知的障害関係施設・事業所を会員とする組織で、知的障害者の自立と社会・経済活動への参加を促進するため、知的障害者の支援及び知的障害者の福祉の増進を図ることを目的としています。

【本協会の主な事業】○知的障害に関する調査研究○知的障害関係施設・事業所における支援並びに運営の充実に向けた指導○知的障害福祉の啓発普及を目的とした各種研修会等の開催○社会福祉士養成施設の運営と、施設・事業所職員の資質の向上を図るための研修の実施 ○知的障害福祉に係る専門図書の刊行及び研究誌を発行と、国民に対する知的障害福祉の普及啓発 ○関係機関並びに関係団体との連携と知的障害福祉の向上に向けた提言ならびに要望活動○地震・台風等の自然災害により被災した知的障害者、家族並びに施設・事業所への必要な支援 ○知的障害関係施設・事業所の経営の安定に貢献するための施設・事業所の職員を対象とした相互扶助事業及び保険事業の実施。○知的障害福祉に顕著な業績を残した者の表彰 等

【部会・委員会】様々な活動を行うため、施設・事業の種類ごとに、または活動の分野ごとに部会や委員会を設けています。

【本協会の歩み】昭和9年10月22日に設立、昭和42年8月8日に財団法人認可、平成25年4月1日に公益財団法人認可

3. **加盟団体数(又は支部数等)** : 全国9地区・47都道府県に支部組織を置く(令和2年6月時点)

4. **会員数** : 6,493施設・事業(令和2年6月末時点) 5. **法人代表** : 会長 井上 博

利用者ひとりひとりが大切にされる寛容な地域共生社会の実現が目標となる中で、津久井やまゆり園事件、障害者虐待、偏見差別等厳しい現実がある。利用者から始まり利用者でおわるソーシャルワークの原理原則に基づいた協会活動を実施したい。
<重点事項>

1. 利用者の意思決定支援の推進と権利擁護

これまで顧みられることがなかった利用者の意思決定の大切さ
多発する障害者虐待の防止と各事業所における権利擁護の仕組みの検討

1. 障害のある人の望む暮らしの実現

グループホーム等地域生活基盤の充実と障害者支援施設機能の見直し

1. 強度行動障害のある人の支援

支援者による障害者虐待の多くが強度行動障害支援の現場で発生している。
全国の先駆的取り組みを共有し行動障害のある利用者の暮らしの改善につなげたい。

1. 人材の確保、育成

本協会では長年人材養成を実施している。障害のある人を支えながらともに成長する専門性の高い人材を育成したい。
(知的障害を理解するための基礎講座、知的障害援助専門員、社会福祉士養成通信教育)

1. 新型コロナウイルス対応

全国の障害者支援施設、生活介護事業所、グループホーム等で新型コロナウイルスへの感染が発生している。
医療の確保と風評被害への対応を行っている。感染を未然に防止するための取り組みを継続している。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

障害者が将来も安心して暮らすことのできる質の高い支援の構築に向け、安定的な障害福祉従事者の確保及び質の高いサービスを提供する事業所に対する適正な評価を反映した報酬体系となるよう、以下について要望します。

(1) 障害福祉サービスを担う人材の確保および定着について

・障害福祉サービス事業所の職員は、新型コロナウイルスへの対応に際して感染リスクに直面しながら利用者の生命を守る使命のもと感染予防策を講じて日々支援にあたっており、職員がどのような状況下においても離職することなく安心して業務に当たれるようにすべきである。従事者が熱意を持って長く働き、質の高いサービスを持続的に提供するには、人材の確保・定着が急務である。一般企業との給与格差を是正するため、処遇改善加算等により更なる給与改善を行うとともに、福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)(Ⅱ)と(Ⅲ)の併給を可能とし、現行の処遇改善加算及び特定処遇改善加算の対象に相談支援専門員を加えるなど対象者の範囲の拡大が必要である。【視点1・3・4】

(2) 食事提供体制加算について

・食事提供体制加算が廃止され利用者の経済的負担が増えるとバランスの取れた食事を摂る機会を失うだけでなく、サービスの利用抑制にも繋がりがねないため、食事提供体制加算を恒久化する必要がある。なお、食事は子どもの成長に直結し、食育や健康保持とも切り離せない。偏食への対応や摂食・嚥下障害への対応、家族支援、栄養相談が必要であるため、当該加算を「食育等支援加算(仮称)」とし、恒久的な加算とする必要がある。【視点1・3】

(3) 地域における移動手段と送迎の保障について

・移動手段の確保は障害のある方にとって不可欠であり、新型コロナウイルスの感染防止の面からも公共交通機関を利用しない送迎は重要である。送迎加算Ⅰ・Ⅱの報酬単価の見直し、運転手以外の職員が同乗している場合の評価が必要である。【視点1・2・3・4】

(4) 利用者が地域で安心して暮らすための体制整備について

・計画相談支援と継続相談支援は平成30年度より基本報酬が減額され新たに複数の加算が創設されたが、未だ多くの事業所において加算の取得が不十分な状況にあり経営が厳しいことから、基本報酬と加算の両面からの再検討が必要である。【視点1・2】

・各都道府県における主任相談支援専門員研修の実施が進んでいないことから、令和2年度末までの経過措置となっている特定事業所加算Ⅱ及びⅣについては経過措置の延長が必要である。【視点1・2】

・第6期障害福祉計画において、各自治体の地域生活支援等拠点事業の整備の推進に向け、地域におけるコーディネート機能が強化するような加算上の運用が必要である。【視点1・2】

(5) 障害児に対する専門的で多様な支援について

・障害児入所施設の職員配置基準を児童養護施設の配置基準に合わせ4:1以上とし、児童発達支援センターの職員配置基準も実態に合わせて3:1以上とするとともに、それに見合った報酬単価とする必要がある。さらに、基準以上に手厚く人員を配置した事業所に対しては、加配に応じた報酬上の評価が必要である。【視点1・2】

・20歳以上の年齢超過利用者については、2021年3月31日までの経過措置を延長せず、成人期にふさわしい暮らしの場を用意する必要があるため、児童福祉サービスから成人サービスへの移行に係る「自立支援システム」を構築し、過剰児の移行先となる障害者支援施設やグループホームの充実に向けた報酬上の評価が必要である。【視点1・2】

・被虐待児等の家庭への対応等を行う「ソーシャルワーカー」等を配置するための報酬上の評価が必要である。また、「被虐待児受入加算」は入所後1年間しか適用されないが、1年間で被虐待等の課題を解決することは極めて困難であるため、被虐待児の入所中は期間を限定せずに適用すべきである。【視点1・2】

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

(6) 利用者が地域でより良い障害福祉サービスを利用するために

- ・常時介護を要する重度障害者の日中活動を支える生活介護事業の質が低下することがないよう、現行報酬水準を維持するとともに、重度化・高齢化に対応するため、現行の人員配置体制加算を上回る職員配置をした場合の報酬上の評価が必要である。【視点1・2】
- ・障害者支援施設の生活介護を通所で利用する者は重度障害者支援加算の対象外とされているが、事業所では障害者支援施設の生活介護に通所する利用者に対しても入所者と同様の支援を行っていることから当該加算の算定を可能とする必要がある。【視点1】
- ・利用者の権利擁護のため、身体拘束廃止未実施減算要件に「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、職員等に対する研修の定期的な実施」を段階的に取り入れるよう検討すべきではないか。【視点1・3】
- ・就労継続支援事業B型と生活介護のサービスの質の評価を目的に、平成30年度厚生労働科学研究において「事業所の取り組みを振り返るための自己点検チェックリスト」が提案されたことから、リストの内容を精査したうえで活用する仕組みが必要ではないか。【視点1・3】

(7) 住まいの場における重度化・高齢化への対応について

- ・障害者支援施設においては、入所者の重度高齢化と安全・防犯上への対応として、夜勤職員の配置基準の引き上げと、夜勤職員配置加算を上回る夜勤職員を配置した場合の報酬上の評価が必要である。【視点1】
- ・グループホームを利用する重度者・高齢者に対応するため、夜間の人員配置を強化するとともに、高齢者の日中支援ができる体制と、医療と連携するための看護職員の配置等、重度・高齢者への対応が可能なグループホームの整備と報酬上の評価が必要である。【視点2】
- ・重度障害者への支援体制を手厚くするため、グループホームにおける重度障害者支援加算の対象を、障害者支援施設の重度障害者支援加算Ⅱの対象者と同様とする必要がある。【視点2】
- ・グループホームの介護サービス包括型の利用者への個別のホームヘルプ利用にかかる経過措置を継続する必要がある。【視点2】
- ・グループホームへ入居した際、利用者が慣れない環境に馴染むまでは通常より手厚い支援が必要となる。地域移行を促進するため、グループホーム利用開始より30日以内の期間については「初期加算」を創設してほしい。【視点1・2】

(8) 障害者が働くことへの支援について

- ・就労継続支援B型において、職員配置基準(7.5:1)以上に手厚く職員を配置している事業所の報酬上の評価として、新たに5:1の配置基準を設けてほしい。【視点1・2】
- ・就労継続支援B型の基本報酬における工賃30,000円以上45,000円未満の区分については、他の区分間に比べて金額の幅が広いこと、工賃30,000円以上の事業所がより高い工賃を目指す意欲を高めるため、報酬上の評価を5,000円刻みとすべきである。【視点1・2】
- ・年次有給休暇の5日間の取得義務化にともない、就労継続支援A型利用者の報酬上の評価を検討する必要がある。【視点2】

(9) 新型コロナウイルス感染症による影響への対応について【視点4】

- ・新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、各種加算要件の緩和等がなされたが、今後も感染症の長期化が予測されるため、引き続き要件緩和等の延長等柔軟な対応が必要である。
- ・新型コロナウイルス感染症によって、緊急的な支援を要する障害者への支援(相談支援含む)の重要性が再確認されたが、新型コロナウイルスに限らず、各種感染症や災害等に対応するための十分な基盤整備と、事業所が休業せざるを得ない場合であっても事業継続が可能となるような方策の検討が必要である。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

障害者が将来も安心して暮らすことのできる質の高い支援の構築に向け、安定的な障害福祉従事者の確保及び質の高いサービスを提供する事業所に対する適正な評価を反映した報酬体系となるよう、以下について要望します。

(1) 障害福祉サービスの人材の確保および定着について【視点1・3・4】

【意見・提案を行う背景、論拠】

全産業との比較では、障害福祉サービスの人材確保における有効求人倍率や離職率は高く、給与は低い状況にある。障害福祉サービスに従事する者が熱意を持って長く働き、質の高いサービスを持続的に提供するためには、人材の確保・定着の推進が急務である。加えて、若者や学生に選ばれるような魅力のある業界への転換が求められていることから、人材の確保・定着にかかる報酬上の評価が必要である。(参考資料1)

【意見・提案の内容】

- ① 処遇改善加算による給与改善の他、一般企業との給与格差を是正するための報酬上の評価が必要である。
→平成30年度の平均給与額を比較すると、福祉・介護職員は民間平均給与に比べ**2割ほど低い水準**となり、**月額にして約7万円ほど少ない**。

		福祉・介護職員(※1)	民間(※2)	差額	差率(%)
平成30年度 平均給与	年額	3,573,132	4,407,000	▲ 833,868	81.1
	月額	297,761	367,250	▲ 69,489	

(※1) 平成30年度 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査(厚生労働省社会援護局障害福祉課)より。

年額は、平成30年9月時点で福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ～Ⅳ)の取得事業所の常勤職員の平均給与月額(4～9月の給与+手当+一時金)を年額換算

(※2) 平成30年分 民間給与実態統計調査(国税庁長官官房企画課)より。数値は全体の平均額(正規・非正規含む)を掲載

- ② 現行の処遇改善加算及び特定処遇改善加算の対象に相談支援専門員を加える等対象者の範囲の拡大が必要。
- ③ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)(Ⅱ)と(Ⅲ)は性質が異なることから、同加算(Ⅰ)(Ⅱ)と(Ⅲ)を併給できるよう、報酬算定基準を見直す必要がある。(※1)

【※1】 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)の要件

- (Ⅰ) 常勤の生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格保有者が35%以上雇用されている事業所
- (Ⅱ) 常勤の生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格保有者が25%以上雇用されてる事業所
- (Ⅲ) 生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上の事業所

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

(2) 食事提供体制加算について【視点1・3】

【意見・提案を行う背景、論拠】

食事提供体制加算については、平成30年度報酬改定で経過措置が継続された(30単位)

当該加算が廃止され食費にかかる利用負担が増えると、特に障害基礎年金のみで生活している低所得者にとっては経済的負担が大きくなるため、バランスのとれた食事を摂る機会を失うだけでなく、サービスの利用抑制にも繋がりがねない。(参考資料2)

また、食事は子どもの成長に直結するもので、食育や健康保持とも切り離せないものであり、特に児童期は、成人期以上に、偏食への対応や摂食・嚥下障害への対応、家族支援、栄養相談が必要である。

ちなみに、同年齢の子どもをあずかる保育所では「3歳以上は主食代のみの負担」とされ、子ども園は「給食実施加算」が設定されている。

【意見・提案の内容】

- ① 上記課題に対応するため、当該加算を恒久的な加算として位置づける必要がある。
- ② 子どもの健やかな成長のための食生活の安定と、一般児童施策との整合性を図る観点から、子どもの施設については、現行の食事提供体制加算を「食育等支援加算(仮称)」と改め、恒久的な加算として位置づける必要がある。

《就労継続支援B事業所に通いながらグループホームで生活している障害基礎年金2級(64,941円)受給者の例》

令和元年度全国グループホーム調査(本会調査)によれば、グループホームの家賃と食費・光熱水費等の本人負担は、月あたり平均で約40,000円~60,000円程度かかることから、事業所に対し昼食代を支払ってしまうと、現行の食材料費のみの負担であっても、工賃分しか手元に残らない。

(3) 地域における移動手段と送迎の保障について【視点1・2・3・4】

【意見・提案を行う背景、論拠】

移動手段の確保は障害のある方には不可欠であり、障害により自力で通所できない利用者にとっての送迎は移動の保障として必要である。また、新型コロナウイルスの感染拡大防止の面からも公共交通機関を利用しない送迎は重要である。[\(参考資料3\)](#)

【意見・提案の内容】

- ① 燃費性能の向上等による車両維持費の減少等を理由に、前回の報酬改定で単位数が減らされたが、根拠とされたデータは自家用車の調査結果であり、事業所での送迎に利用している車両の維持費とは異なることから、送迎加算Ⅰ・Ⅱの報酬単価の見直しが必要である。
- ② 前回報酬改定の検討課題において、就労継続支援A型・放課後等デイサービスの送迎加算の見直しが挙げられていたが、特別支援学校の送迎状況や事業所が公共交通機関利用可能な場所にあるのか等を勘案したうえで検討するとともに、利用者が送迎を必要とする場合には、サービス等利用計画に必要性を明記したうえで送迎加算の対象とすべきである。
- ③ 通勤・通学のための公共交通機関の利用等のトレーニングを評価する仕組みの検討が必要である。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

(4)障害者が地域で安心して暮らすための体制整備について【視点1・2】

【意見・提案を行う背景、論拠】

利用者が地域でより良いサービスを受けるためには、相談支援の拡充が不可欠である。[\(参考資料4\)](#)

【意見・提案の内容】

① 計画相談支援ならびに継続相談支援については平成30年度より基本報酬が減額され、新たに複数の加算が創設されたが、未だ多くの事業所において加算の算定が不十分な状況にあり、厳しい経営状況となっている。については、基本報酬と加算の両面からの再検討が必要である。**【視点1・2】**

② 各都道府県における主任相談支援専門員研修の実施が進んでいないことから、次期報酬改定までの経過措置となっている特定事業所加算Ⅱ及びⅣの経過措置の延長が必要である。**【視点1・2】**

③第6期障害福祉計画における各自治体の地域生活支援等拠点事業の整備の推進に向けて、地域生活支援拠点等相談強化加算(700単位月4回)や地域体制強化共同支援加算(2000単位月1回)の月当たりの限度を外し、地域におけるコーディネート機能を強化することが必要である。**【視点1・2】**

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

(5) 障害児に対する専門的で多様な支援について【視点1・2】

【意見・提案を行う背景、論拠】

現行の直接支援職員の配置基準は、障害児入所施設が4.3:1、児童発達支援センターが4:1、児童発達支援事業・放課後等デイサービスが5:1となっているが、20歳以上の年齢超過利用者の移行に係る支援の必要性や、被虐待児への対応等のニーズが高まっており、より高い専門性と手厚い支援が求められている。(参考資料5)

【意見・提案の内容】

- ① 障害児入所施設の職員配置基準を児童養護施設の配置基準の引き上げに合わせて4:1以上とし、児童発達支援センターの職員配置基準についても実態に合わせて3:1以上とするとともに、それに見合った報酬単価とする必要がある。【視点1・2】
- ② 基準以上に手厚く人員を配置している障害児入所施設や児童発達支援センターに対しては、加配に応じた報酬上の評価が必要である。【視点1・2】
- ③ 「障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書」に沿って、新たに「地域小規模障害児入所施設(障害児グループホーム)(仮称)」を導入することを検討すべきである。【視点1・2】
- ④ 20歳以上の年齢超過利用者(いわゆる「過齢児」)については、2021年3月31日まで障害児入施設を利用できる経過措置を延長せず、成人期にふさわしい暮らしの場を用意する必要があることから、児童福祉サービスから成人サービスへの移行に係る「自立支援システム」を構築し、過齢児の移行先となる障害者支援施設やグループホームの充実に係る報酬上の評価や、「自立援助ホーム(仮称)」の創設等が必要である。【視点1・2】
- ⑤ 被虐待児等の家庭への対応等を行う「ソーシャルワーカー」等を配置するための報酬上の評価が必要である。【視点1・2】
- ⑥ 「被虐待児受入加算」は、1年間で被虐待等の課題を解決することは極めて困難であるため、被虐待児の入所中は期間を限定せずに適用する必要がある。【視点1・2】

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

(6) 利用者が地域でより良い障害福祉サービスを利用するために【視点1・2・3】

【意見・提案を行う背景、論拠】

利用者のさまざまなニーズに対し質の高いサービスを安定的に提供するには、十分な人材の確保と、質の高いサービスを提供している事業所に対する適切な評価が必要である。(参考資料6)

【意見・提案の内容】

- ① 常時介護を要する重度障害者の日中活動を支える生活介護事業の質が低下することがないように、現行報酬水準を維持するとともに、重度化・高齢化や利用者の多様なニーズに対応するため、現行の人員配置体制加算を上回る職員配置をした場合の報酬上の評価が必要である。【視点1・2】
- ② 障害者支援施設の生活介護を通所で利用する者は重度障害者支援加算の対象外とされているが、事業所では障害者支援施設の生活介護に通所する利用者に対しても入所者と同様の支援を行っていることから当該加算の算定を可能とする必要がある。【視点1】
- ③ 利用者の権利擁護のため、身体拘束廃止未実施減算要件に「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、職員等に対する研修の定期的な実施」を段階的に取り入れるよう検討すべきではないか。【視点1・3】
- ④ 就労継続支援事業B型と生活介護のサービスの質の評価を目的に、平成30年度厚生労働科学研究において「事業所の取り組みを振り返るための自己点検チェックリスト」が提案されたことから、リストの内容を精査したうえで活用する仕組みが必要ではないか。【視点1・3】

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

(7) 住まいの場における重度化・高齢化への対応について【視点1・2・3】

【意見・提案を行う背景、論拠】

障害が重くとも高齢になろうとも、障害のある人が望む場所で安心して安全な生活を営むことができるよう、暮らしの場である障害者支援施設の個室化・ユニット化の推進やグループホームにおける重度対応のための方策が必要である。(参考資料7)

【意見・提案の内容】

① 障害者支援施設

(a)入所者の重度高齢化と安全・防犯上への対応に加え、利用者のQOLの向上や今般の新型コロナ感染対策にも有効な個室化、小規模ユニット化の促進に向け、夜勤職員の配置基準を引き上げるとともに、夜勤職員配置加算に必要な人数を上回る夜勤職員を配置した場合の報酬上の評価が必要である。**【視点1】**

② グループホーム

- (a)グループホームにおける重度障害者支援加算の対象を、障害者支援施設の重度障害者支援加算Ⅱの対象者と同様とすべきである。**【視点2】**
- (b)介護サービス包括型グループホームにおける個別のホームヘルプ利用にかかる経過措置については恒久化していただきたい。**【視点2】**
- (d)共同生活援助の看護職員配置加算については20人につき1人の看護師で70単位だが、40人に1人の看護師でも何単位か取得できるようにするなど、柔軟な取扱いとしていただきたい。**【視点2】**
- (e)グループホームへ入居した際、利用者が慣れない環境に馴染むまでは通常より手厚い支援が必要となります。地域移行を促進するため、グループホーム利用開始より30日以内の期間については「初期加算」を創設すべきである。**【視点1・2】**

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

(8)障害者が働くための支援について【視点1・2】

【意見・提案を行う背景、論拠】

地域共生社会の実現に向けて、障害のある方が地域で安心して暮らすためには、相談支援によるきめ細やかなニーズの把握と、障害福祉サービス等地域につなぐ仕組みと在宅支援の強化と拡充が重要である。(参考資料8)

【意見・提案の概要】

① 就労継続支援B型

- (a)職員配置基準(7.5:1)以上に手厚く職員を配置している事業所の報酬上の評価として、新たに5:1の配置基準を設けていただきたい。【視点1・2】
- (b)就労継続支援B型の基本報酬における工賃30,000円以上45,000円未満の区分については、他の区分間に比べて金額の幅が広いこと、工賃30,000円以上の事業所がより高い工賃を目指す意欲を高めるため、報酬上の評価を5,000円刻みとしていただきたい。【視点1・2】
- (c)週の利用日数が少ない者については、平均工賃支払額の算出の母数より除外していただきたい 【視点2】

② 就労継続支援A型

- (a)年次有給休暇の5日間の取得義務化にともない、就労継続支援A型利用者の報酬上の評価をご検討いただきたい。【視点1・2】

(9)新型コロナウイルス感染症への対応について【視点4】

【意見・提案を行う背景、論拠】

新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、各種加算要件を緩和していただいたが、今後も感染症の長期化が予測されるため、引き続き柔軟な対応が必要である。

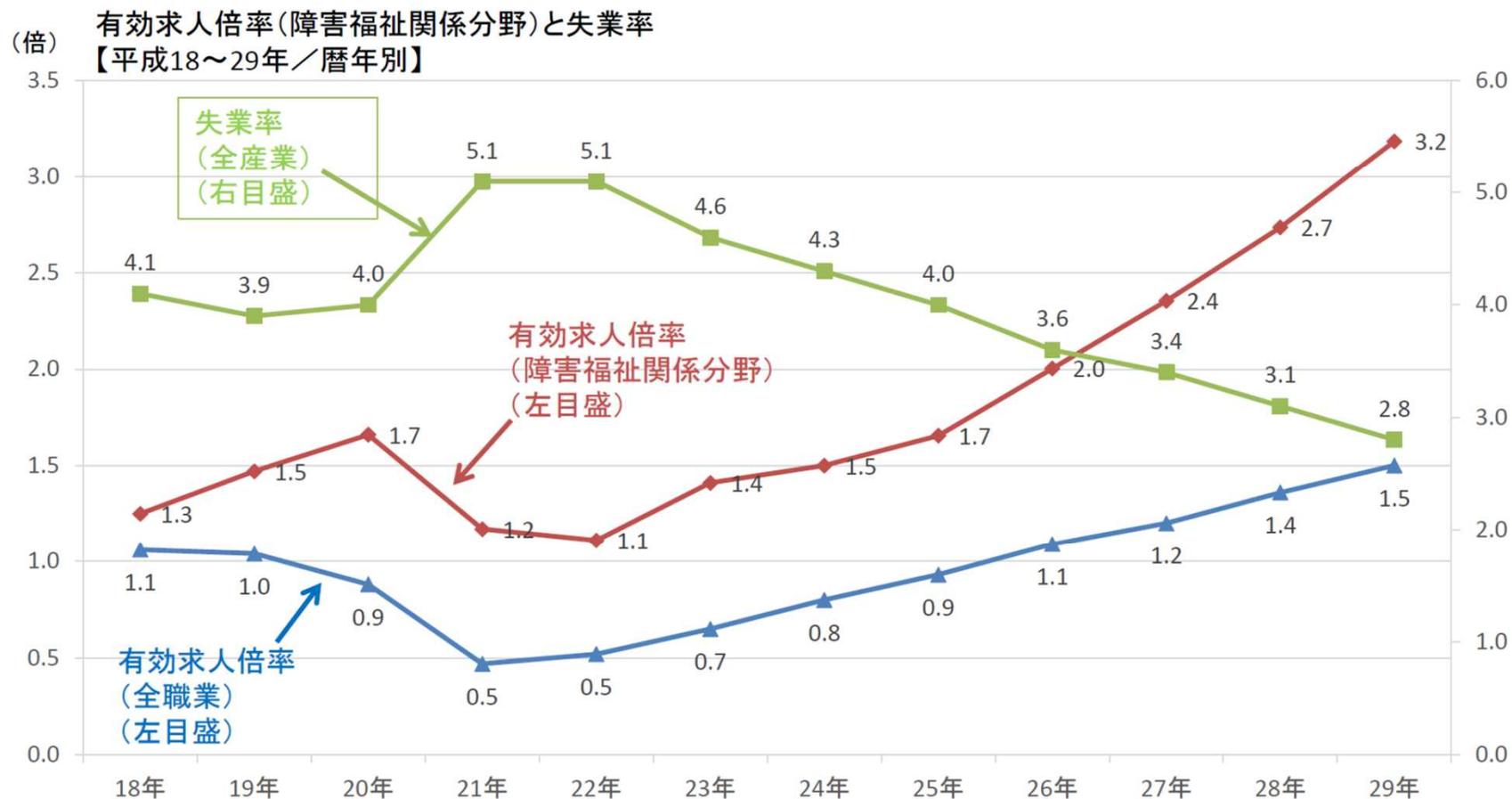
【意見・提案の概要】

新型コロナウイルス感染症によって、緊急的な支援を要する障害者への支援(相談支援含む)の重要性が再確認されたが、新型コロナウイルスに限らず、各種感染症や災害等に対応するための十分な基盤整備と、事業所が休業せざるを得ない場合であっても事業継続が可能となるような方策の検討が必要である。

(参考資料1-1) (1)障害福祉サービスを担う人材の確保および定着について

障害福祉関係分野職種における労働市場の動向(有効求人倍率と失業率の動向)

○ 障害福祉サービス等従事者を含む関係職種の有効求人倍率は、全職種より高い水準で推移している。



出典:厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」

注1) 平成23年の数値は、東日本大震災の影響により補完的に推計した値(実数は2015年国勢調査基準、比率は2005年国勢調査基準)。

注2) 障害福祉関係分野については、平成24年以前は「社会福祉専門の職業」の有効求人倍率。

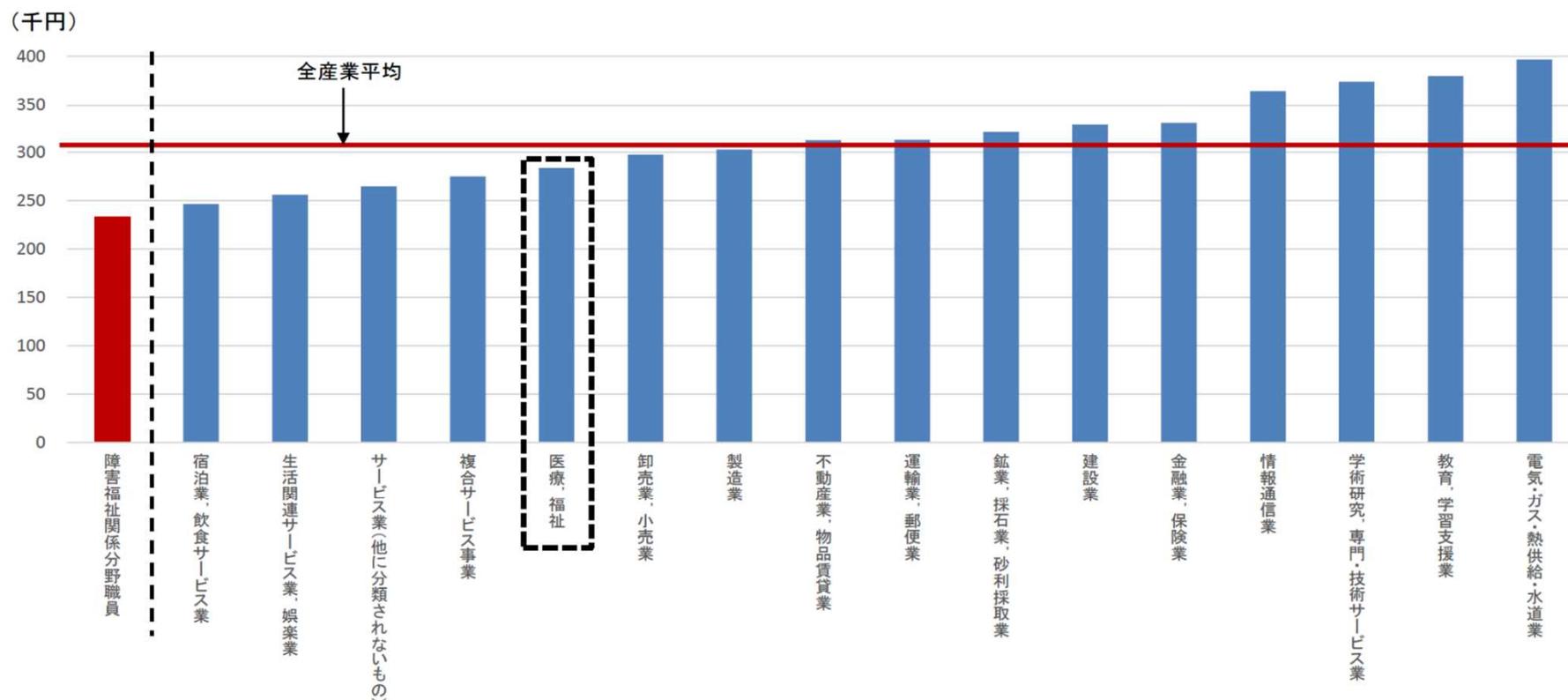
注3) 障害福祉関係分野については、平成25年以降は「社会福祉の専門的職業」、「介護サービスの職業」の有効求人数及び有効求職者をそれぞれ合計し、「有効求人数÷有効求職者数」で計算。

(参考資料1-2) (1)障害福祉サービスを担う人材の確保および定着について

一般労働者の産業別賃金水準

○ 賃金水準を見ると、障害福祉分野が含まれる「医療・福祉」は全産業平均を下回っている。

産業別賃金(2017年)



【出典】「平成29年賃金構造基本統計調査」に基づき社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課において作成。

注1)「きまって支給する現金給与額(労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給された現金給与額)」を集計。

注2)産業別賃金は「100人以上規模企業における役職者」を除いて算出。なお、障害福祉関係分野職員には役職者は含まれていない。

注3)障害福祉関係分野職員は、「保育士」、「ホームヘルパー」、「福祉施設介護員」を加重平均。

(参考資料2-1) (2) 食事提供体制加算について

● 食事提供体制加算について

食事提供に係る費用と食事にかかる収入の比較(平成28年6月1日現在の状況を調査)

1食あたりの収入と支出と比較すると、全体では1食あたり▲171.8円(児童発達支援センター▲381.7円, 日中活動事業所▲153.0円)。

利用者から徴収している食材料費の平均額は273.7円(児童発達支援センターは189.9円, 日中活動事業所は280.2円)。

	児童発達支援センター	日中活動支援事業所	全体
1食あたりの収入額①※1	426.6円	545.2円	535.5円
1食あたりの支出額②※2	808.3円	698.2円	707.3円
1食あたりの差額③(①-②)	▲381.7円	▲153.0円	▲171.8円
1か月あたりの差額(③×月平均日数)	▲7,901円	▲3,366円	▲3,779円
加算無しの食費負担月額(②×月平均日数)	16,731円	15,360円	15,560円

(※1) 1食あたりの収入額① = 利用者負担 + 食事提供体制加算(対象者分) + 職員昼食代徴収分

(※2) 1食あたりの支出額② = 食材料費 + (食事提供に係る光熱水費 + 食事提供に係る人件費) もしくは委託費

日本知的障害者福祉協会 全国知的障害児・者施設・事業 利用者実態調査(調査基準日:平成28年6月1日現在)より

全国の当協会会員事業所となっている児童発達支援センター及び日中活動事業所2,545か所に調査票を送付し, 1,734か所から回答を得た(回収率68.1%)。食事提供体制加算を取得している事業所の平成28年4月から6月のデータより, 「1食あたりの食事提供費用」と「1食あたりの食事提供にかかる収入」を比較し, 加算の減額への対応等について整理した。

【参考】就労継続支援B型の平均工賃(平成30年度) 16,118円

＜厚生労働省 平成30年度障害者総合福祉推進事業食事提供体制加算等に関する実態調査報告より＞

- 食事提供体制加算・食事提供加算は、加算対象サービスを提供している事業所のほぼ半数が算定している。また、加算対象サービスの利用者のうち、約4割が加算の対象者となっている。
- 障害福祉サービス等の通所事業所において、約7割の事業所が利用者に食事を提供している。食事を提供している事業所の半数以上が事業所内で調理を行っており、約2割が加算算定条件に該当する外部委託を行っている。
- 食事を提供する際、多くの事業所では、定期的な体重の測定・記録や、疾患・摂食・嚥下機能の状況把握などを実施しており、特に障害の程度の重い人が利用する生活介護等の事業所では、多くの事業所で実施されている。また、これらの事業所では、調整食の提供を行っている事業所も多い。
- 多くの事業所が、栄養バランスや、食事の楽しさ、食べやすさなどに配慮した食事を提供している。一方、食事に関して、利用者の体重増加や、早食い・丸呑み、偏食等で困っている事業所も少なくない。
- 事業所の利用者の食生活については、食事の栄養バランスなどについて、自分で考えたり、家族等に考えてもらう人が多いが、特に何もしないという人も少なくない。また、食事の準備などについて、困っていることのある人も少なくない。
- 事業所の利用者に関しては、ひと月の食費の平均額は約28,780円、そのうち約2,472円を事業所に食費として支払っている。



食事提供体制加算(30単位)が廃止されると、一ヶ月に20日通所した際の昼食に係る利用者負担は6,000円(=300円×20日)増加する。
よって、一ヶ月の食費の平均額は34,780円(=28,780円+6,000円)となり、そのうち、約8,472円(=約2,472円+6,000円)を昼食代として事業所に支払うことになる。

(参考)一ヶ月当たりの平均工賃額16,118円・障害基礎年金2級64,941円

(参考資料3-1) (3) 地域における移動手段と送迎の保障について

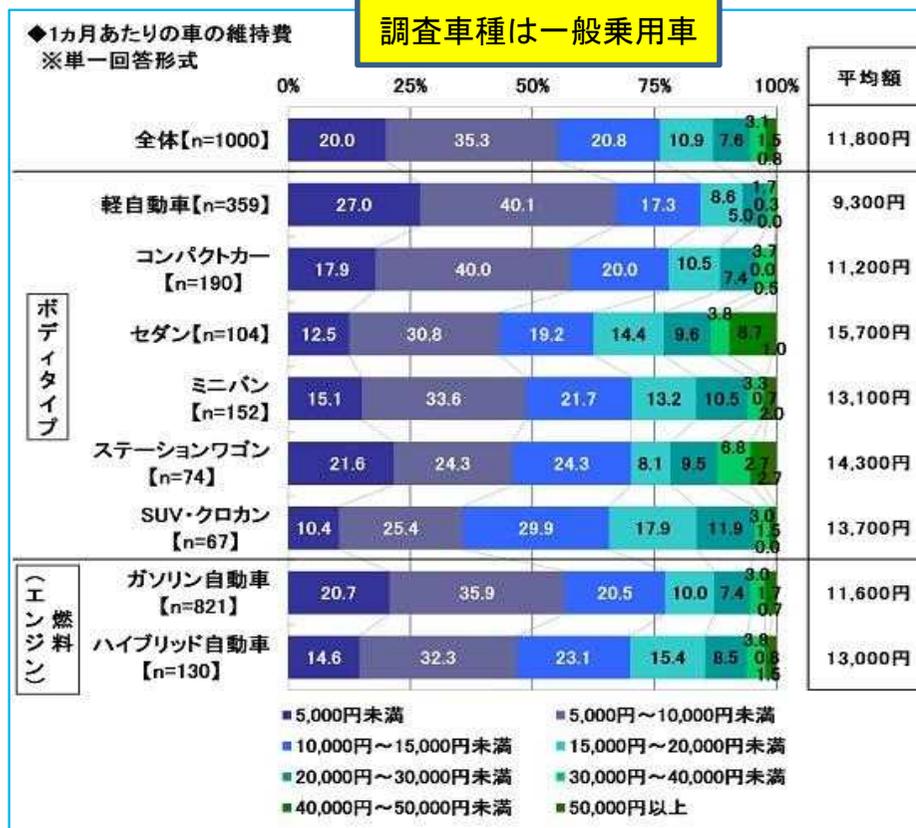
1. 加算単位の見直し

- 加算の基本部分について、自動車維持費の低下等を踏まえた適正化を図る。

	(現行)	(改定後)
送迎加算 (I)	27単位/回	21単位/回
送迎加算 (II)	13単位/回	10単位/回

※ 現行単位を設定した平成24年と比べて燃費は向上。自動車維持費も低下 (15,600円→11,800円 : ▲24.4% (月額) 民間調査)。

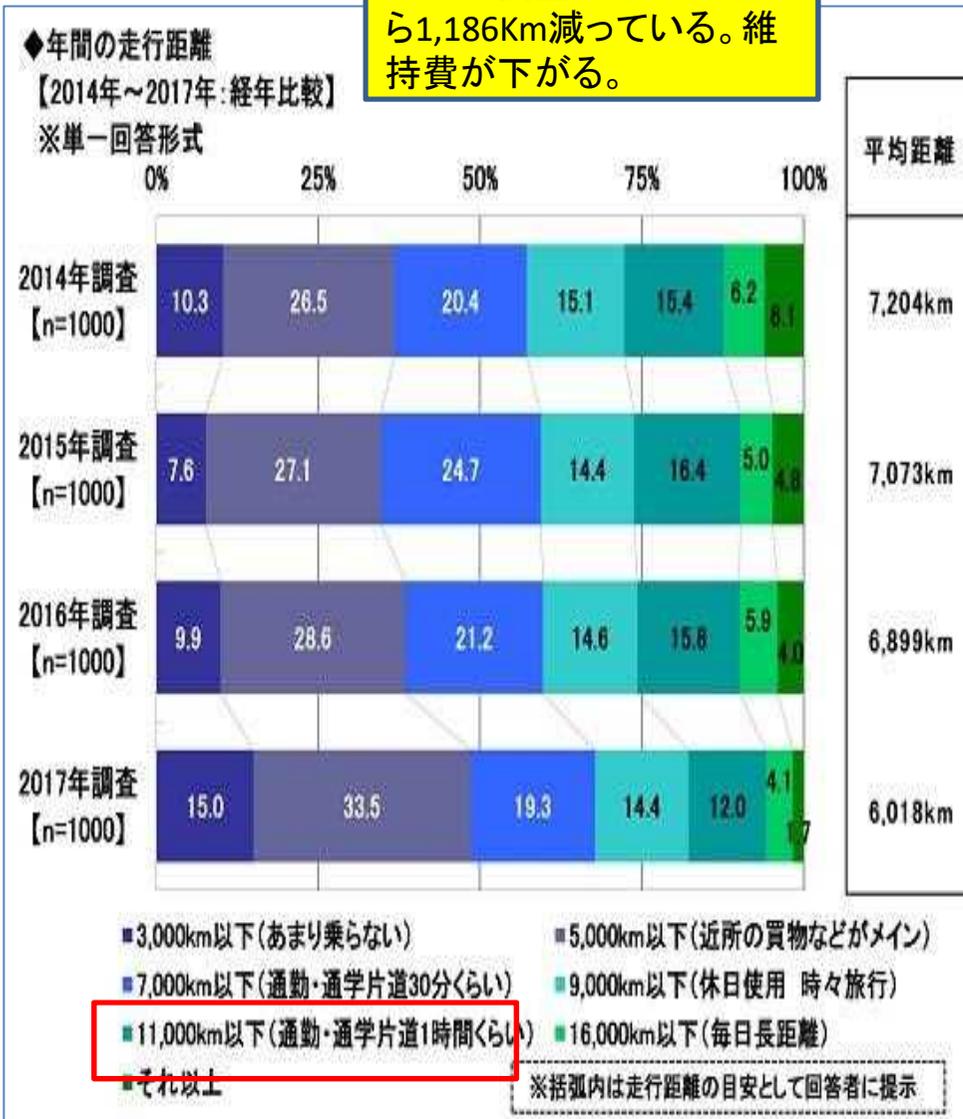
ソニー損保、「2017年 全国カーライフ実態調査」



(参考資料3-2) (3)地域における移動手段と送迎の保障について

ソニー損保、「2017年 全国カーライフ実態調査」

2014年調査の走行距離から1,186km減っている。維持費が下がる。



(送迎に掛かるサンプリング調査)

※ソニー損保の車両維持費調査項目「保険料、ガソリン代・燃料代、駐車場代、修理代等」で令和元年度実績で算出。

(A法人A事業所)

車種：日産セレナ8人乗りなど6台の平均

①保険料：5,059円

②燃料費等：20,089円

③修繕費：2,121円

・月当たりの維持費：27,238円

(A法人B事業所)

車種：日産キャラバン10人乗りなど5台の平均

①保険料：5,564円

②燃料費等：21,026円

③修繕費：3,947円

・月当たりの維持費：30,537円

(B法人C事業所)

車種：日産キャラバン10人乗りなど3台の平均

①年間車両費支出：758,247円

②送迎車両3台

①/②・月当たりの維持費：21,062円

(参考資料4-1) (4) 障害者が地域で安心して暮らすための体制整備について

● 計画相談支援事業所の経営状況について

令和元年障害福祉サービス等経営概況調査結果の概要

○ 調査項目 障害福祉サービス等の提供状況、従事者の状況、収支の状況

サービスの種類	平成29年度決算	平成30年度決算	増減	サービスの種類	平成29年度決算	平成30年度決算	増減
訪問系サービス				相談系サービス			
居宅介護	5.7%	4.4%	▲1.3%	計画相談支援	1.1%	▲2.0%	▲3.1%
重度訪問介護	3.2%	3.2%	0.1%	地域移行支援 ※	▲1.4%	0.2%	1.6%
同行援護	3.9%	3.8%	▲0.1%	地域定着支援	▲0.2%	▲0.7%	▲0.5%
行動援護	0.5%	4.9%	4.5%	障害児相談支援	▲4.4%	▲1.9%	2.5%
日中活動系サービス				障害児入所サービス			
短期入所	3.9%	2.2%	▲1.7%	福祉型障害児入所施設	2.9%	▲1.7%	▲4.6%
療養介護	3.3%	1.5%	▲1.8%	医療型障害児入所施設	▲0.2%	3.1%	3.3%
生活介護	7.3%	6.8%	▲0.4%	障害児通所サービス			
施設系・居住系サービス				児童発達支援	2.0%	1.0%	▲0.9%
施設入所支援	3.4%	4.6%	1.2%	医療型児童発達支援 ※	▲1.8%	1.1%	2.9%
共同生活援助(介護サービス包括型)	6.4%	10.0%	3.6%	放課後等デイサービス	9.1%	11.0%	1.9%
共同生活援助(外部サービス利用型)	2.2%	6.4%	4.1%	保育所等訪問支援	▲2.8%	▲1.5%	1.3%
訓練系・就労系サービス				全サービス平均(参考)			
自立訓練(機能訓練) ※	▲1.9%	1.8%	3.7%	全体	3.9%	3.9%	0.0%
自立訓練(生活訓練)	1.1%	2.4%	1.3%				
就労移行支援	3.7%	1.7%	▲2.1%				
就労継続支援A型	5.6%	7.8%	2.2%				
就労継続支援B型	7.5%	4.8%	▲2.7%				

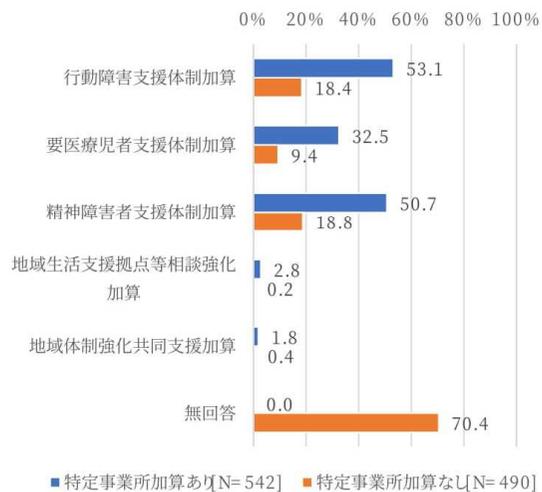
(参考資料4-2) (4) 障害者が地域で安心して暮らすための体制整備について

● 相談計画事業における加算の取得状況について

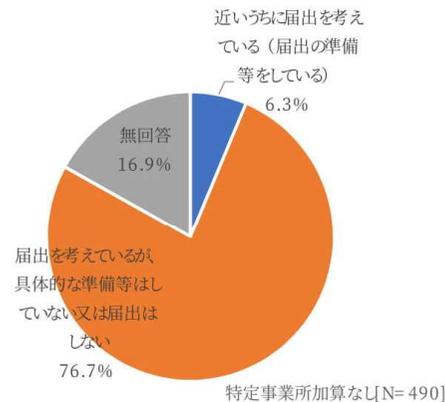
(2) 加算の状況

- 事業所の届出加算の取得状況については、特定事業所加算算定事業所では他の加算も多く取得しており、未算定事業所では取得していない事業所が約7割となっている。
- 特定事業所加算未算定の事業所の、今後の届出の見込は、「届出を考えているが、具体的な準備等はしていない又は届出はしない」が76.7%となっている。特定事業所加算を取得しない理由は、「加算の要件を満たすことが難しいから」が79.3%と多くになっている。
- 算定実績のある加算としては、「初回加算」「サービス提供時モニタリング加算」「サービス担当者会議実施加算」が多くなっている。

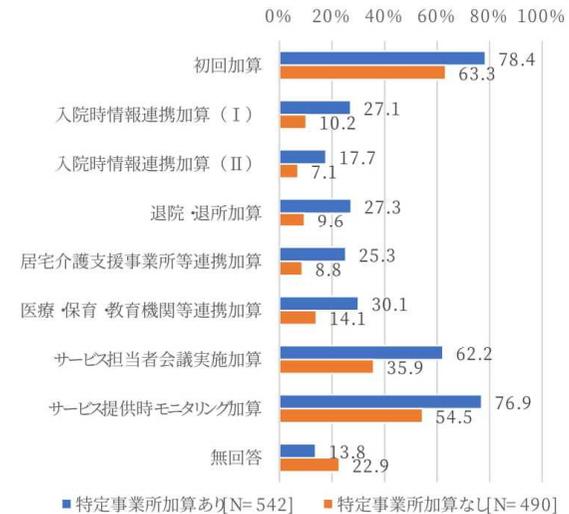
届出加算の取得状況〔複数回答〕



特定事業所加算の届出見込



各種加算の取得状況〔複数回答〕



特定事業所加算を取得しない理由〔複数回答〕



相談支援専門員の担当件数の実態把握及び標準担当件数の妥当性及び相談支援事業所における加算の算定状況等に関する調査研究 (結果概)

(参考資料4-3) (4)障害者が地域で安心して暮らすための体制整備について

●指定特定相談支援事業所の特定事業所加算の取得状況

	事業所数	%
特定事業所加算Ⅱを取得している(もしくは年内に取得予定)	65	8.9
特定事業所加算Ⅲを取得している(もしくは年内に取得予定)	65	8.9
特定事業所加算Ⅳを取得している(もしくは年内に取得予定)	112	15.3
いずれの加算も取得できない	430	58.7
不明・無回答	60	8.2
計	732	100

日本知的障害者福祉協会 相談支援事業実態調査報告(調査基準日:令和元年4月1日)より【P97】

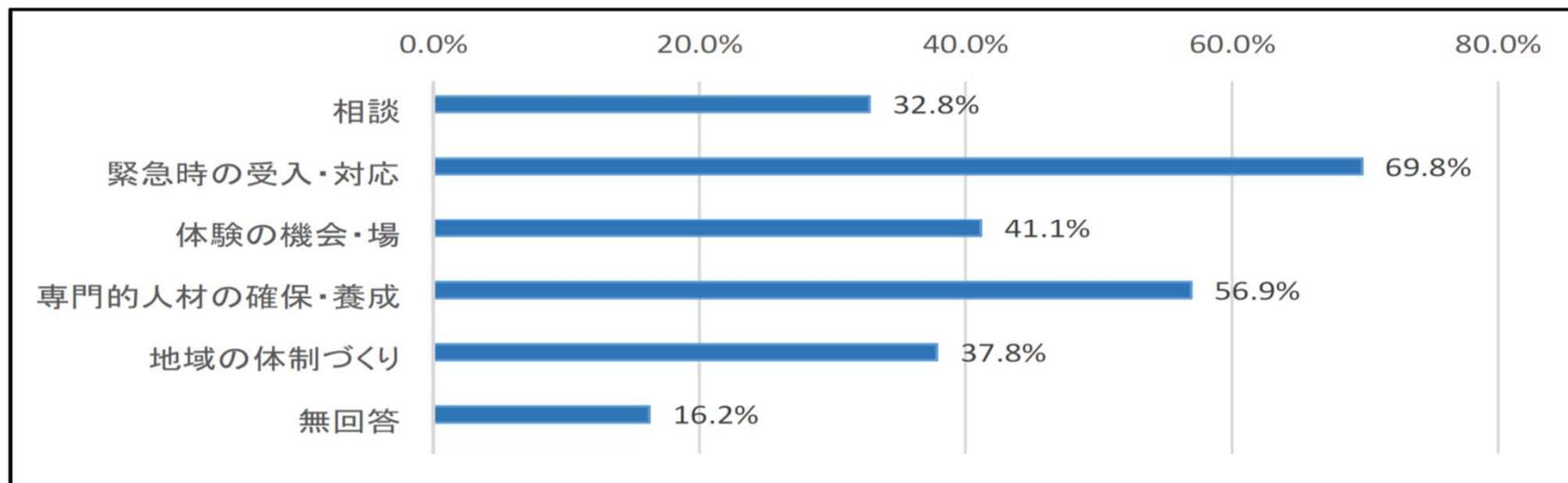
●相談支援事業所の職員者数(相談支援従事者以外の職員も含む)

相談支援従事者数	事業所数	%
1名	139	19.0
2名	176	24.0
3名	137	18.7
4名	107	14.6
5名以上	154	21.0
不明・無回答	19	2.6
計	732	100

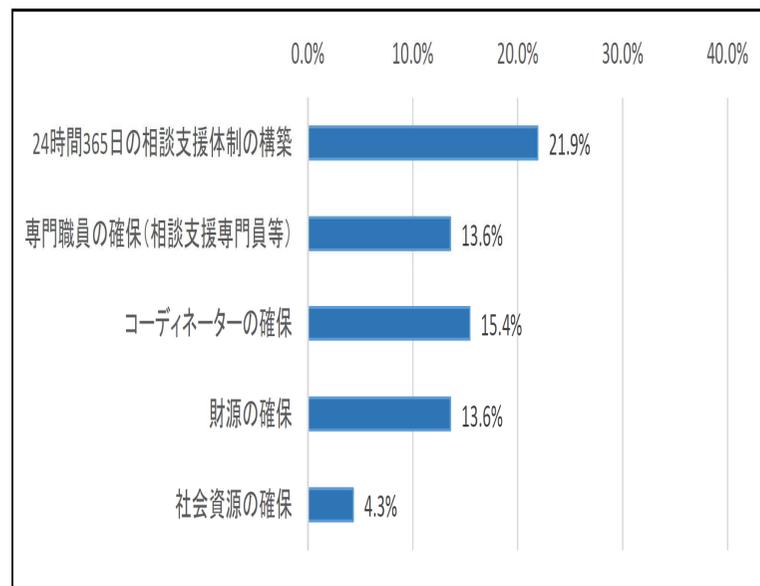
日本知的障害者福祉協会 相談支援事業実態調査報告(調査基準日:令和元年4月1日)より

(参考資料4-4) (4) 障害者が地域で安心して暮らすための体制整備について

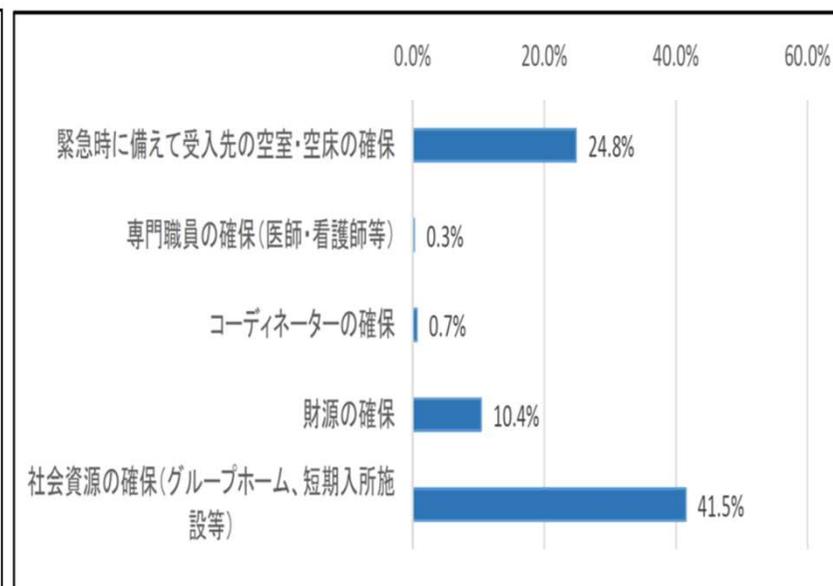
図表3-3-1 備えるのが特に困難な機能〔複数回答〕 (N=1,184)



図表3-3-2 「相談」機能を備えるのが特に困難な理由〔複数回答〕 (N=324)



図表3-3-3 「緊急時の受入・対応」機能を備えるのが特に困難な理由〔複数回答〕 (N=769)



(参考資料5-1) (5) 障害児に対する専門的で多様な支援について

●障害児入所施設および児童発達支援センターにおける直接支援職員の比率

①障害児入所施設の定員に対する直接支援職員の比率

障害児入所施設の基準(4.3:1)以上の配置をしている事業所がほとんどであり、2.5:1以上の手厚い配置をしている事業所が5割を超えている。

	~1:1	~1.5:1	~2:1	~2.5:1	~3:1	~3.5:1	~4:1	~4.5:1	無回答	計
施設数	6	26	38	47	26	18	3	7	9	180
%	3.3	14.4	21.1	26.1	14.4	10	1.7	3.9	5	100

②児童発達支援センターの定員に対する直接支援職員の比率

児童発達支援センターの基準(4:1)以上の配置をしている事業所がほとんどであり、3:1以上の手厚い配置をしている事業所が6割を超えている。

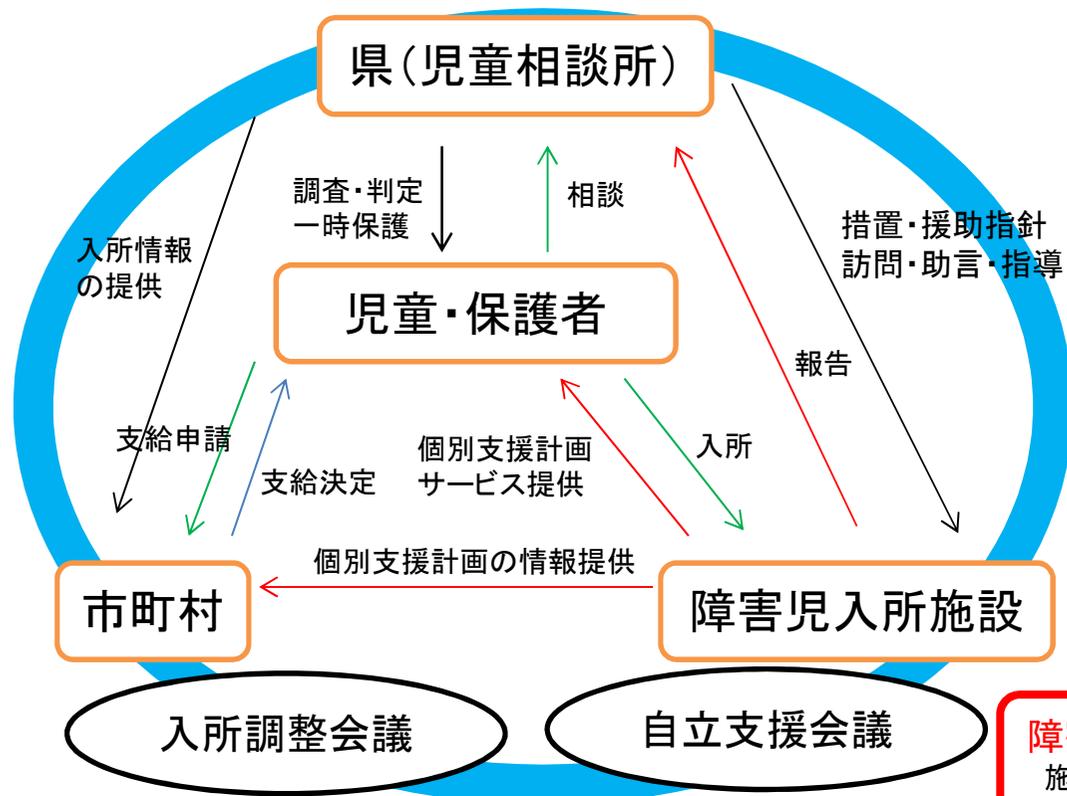
	~1:1	~2:1	~3:1	~4:1	~5:1	~6:1	~7:1	~7.5:1	無回答	計
施設数	1	22	63	35	6	0	0	0	7	134
%	0.7	16.4	47.0	26.1	4.5	0	0	0	5.2	100

日本知的障害者福祉協会 全国知的障害児・者施設・事業 利用者実態調査(調査基準日:令和元年6月1日現在)より

(参考資料5-2) (5) 障害児に対する専門的で多様な支援について

自立支援システムの構築

- ・児童福祉法改正により、20歳以上の入所期間延長規定が廃止されたため、制度の枠組み変更により支援の連続性が分断されないように、障害児施策から障害者施策にスムーズにつなぐ仕組みが必要。18歳(又は20歳)以降、利用者が地域生活、一般就労、福祉的就労、障害者支援施設の利用等を行えるよう自立支援を行う。
- ・障害者施策とのスムーズな連携を図るために、相談支援体制の強化や行政責任の明確化、自立支援協議会の有効活用、特別支援学校との連携等の仕組みの構築が必要。
- ・入所判断は県(児童相談所)に残しつつ、退所後の自立支援を見据えて市町村が入所直後から関与するシステムを構築する。



【入所から自立支援までのプロセス】

- ①入所にあたり、児相・市町村・施設等が参画して入所調整会議を開催したうえで、入所の措置及び契約入所の判断は県・指定都市の児童相談所(以下、「児相」)が行う。
- ②児相は児童の援助指針を作成し、施設に送付し、児童の出身市町村に入所情報を提供する。
- ③施設は援助指針に基づいて児童の個別支援計画(自立支援計画)を作成し、本人及び保護者の交付するとともに、市町村に情報提供する。
- ④児相は、児童の入所中の状況について訪問、助言、指導を行う。
- ⑤児童の自立支援に向けて、本人・保護者・児相・市町村・施設(必要に応じて関係機関の参加)による自立支援会議を実施する。
- ⑥自立支援会議の結果を踏まえて、18歳(または20歳)以降の進路を決定する。

障害児自立生活援助事業(自立援助ホーム)の創設
施設退所後、一定期間小集団による共同生活と自立支援を行う

自立支援会議の実施責任者は児相とし、児童本人・保護者・市町村・施設の出席は必須とし、必要に応じて特別支援学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、その他関係機関の協力を得て開催する。

(参考資料5-3) (5) 障害児に対する専門的で多様な支援について

●ソーシャルワーカー配置について

4. 施設種別ごとの課題と方向性

(1) 福祉型障害児入所施設の課題と今後の方向性

4) 地域支援機能

○ソーシャルワーカーの配置

子どもと家族のニーズを把握・発見し、個別の課題（生活上の課題）の解決や障害児とその家族が望む生活の実現など個々の場面に応じて、様々な社会資源の間に立って、必要な支援を有機的に結びつけるなどソーシャルワーカーの役割と機能は重要である。

特に社会的養護においては、医療型障害児入所施設が被虐待児の家族をサポートする役割を担っている現状もある。被虐待児が家庭復帰する際、ソーシャルワーカーは、現存する社会資源の活用や改善までも含めた働きかけや、各専門職による多角的アプローチの総合調整など中心的役割を担っており、配置等の促進について検討すべきである。

(2) 医療型障害児入所施設の課題と今後の方向性

4) 地域支援機能

○ソーシャルワーカーの配置

子どもと家族のニーズを把握・発見し、個別の課題（生活上の課題）の解決や障害児とその家族が望む生活の実現など個々の場面に応じて、様々な社会資源の間に立って、必要な支援を有機的に結びつけるなどソーシャルワーカーの役割と機能は重要である。

特に社会的養護においては、医療型障害児入所施設が被虐待児の家族をサポートする役割を担っている現状もある。被虐待児が家庭復帰する際、ソーシャルワーカーは、現存する社会資源の活用や改善までも含めた働きかけや、各専門職による多角的アプローチの総合調整など中心的役割を担っており、配置等の促進について検討すべきである。

(参考資料5-4) (5) 障害児に対する専門的で多様な支援について

障害児入所施設における社会的養護が必要な児童

●令和元年度全国知的障害児入所施設実態報告書(日本知的障害者福祉協会)より

1. 障害児入所施設の入所理由(p92)

【家庭の状況等】

①保護者の養育力不足 49.8% ②虐待・養育放棄 33.0%

【本人の状況等】

①ADL・生活習慣の確立 37.8% ②行動上の課題改善 31.8%

2. 平成30年度の新規入所者に占める被虐待児の割合(p90, 93, 94)

新規入所者878名(措置507名・契約371名)のうち、

虐待による入所 351名

新規入所者に占める被虐待児の割合 40.0%。

* 虐待の判断は、施設が児童票や家庭での生活実態から虐待と判断したケースも含む

3. 入所児童の家庭の状況(p99)

①両親世帯 43.0%

②母子世帯 35.7%

③父子世帯 11.8%

④祖父母・親戚が保護者世帯 3.9%

⑤きょうだいのみ世帯 0.6%

(参考資料5-5) (5) 障害児に対する専門的で多様な支援について

●障害児入所施設(旧知的障害児施設)における被虐待児童等の入所状況

本会調査によれば、全入所児童の入所理由のうち「虐待・養育放棄」が33.0%、「保護者の養育力不足」が49.3%で、保護者及び家庭に何らかの課題があるケースが82.8%。

また、平成30年度中に入所した878名中351人(40.0%)が、虐待または虐待の疑いを理由とする入所となっている。

入所理由(重複計上)		令和元年6月1日現在の在籍児					
		主たる要因		付随する要因		計	在籍者比
		措置	契約	措置	契約		
家族の状況等による理由	親の離婚・死別	148	145	72	43	408	8.1
	家庭の経済的理由	35	25	85	40	185	3.7
	保護者の疾病・出産等	159	144	108	58	469	9.3
	保護者の療育力不足	1,013	712	573	201	2,499	49.3
	虐待・養育放棄	1,413	95	116	32	1,656	33.0
	きょうだい等家族関係	50	131	88	118	387	7.7
	住宅事情・地域でのトラブル	37	43	37	34	151	3.0

日本知的障害者福祉協会 全国知的障害児・者施設・事業 利用者実態調査 (調査基準日:令和元年6月1日現在)より

(参考資料6-1) (6)利用者が地域でより良い障害福祉サービスを利用するために

●日中における職員配置状況

・直接支援職員の状況

直接支援職員	有効回答事業所実数(A)	指定基準上の配置義務員数(B)	1施設あたりの配置義務員数(B)/(A)	常勤専従(C)	常勤専従の配置率(C)/(B)	常勤兼務		非常勤		常勤換算後の計(D)	常勤換算後の配置率(D)/(B)
						常勤兼務の換算数	非常勤兼務の換算数				
障害児入所施設	96	1,011	10.5	1,419	140%	177	151.2	164	87.7	1657.9	164%
児童発達支援センター	89	890	10.0	892	100%	117	54.3	454	232.0	1178.3	132%
日中活動事業所	1,048	8,955	8.5	7,442	83%	2,022	1546.6	5,035	2741.3	11729.9	131%
障害者支援施設	741	16,430	22.2	17,003	103%	3,407	2911.8	4,853	2728.9	22643.7	138%

日本知的障害者福祉協会 全国知的障害児・者施設・事業 利用者実態調査 (調査基準日:令和元年6月1日現在)より

(参考資料6-2) (6)利用者が地域でより良い障害福祉サービスを利用するために

ガイドライン（自己点検チェックのためのガイドライン案）の概要

ガイドライン案作成の背景

●就労継続支援B型事業（以下、就労B型）、生活介護事業（以下、生活介護）の事業所数はともに1万カ所に達しており、その両事業を利用する者の数は障害福祉サービス利用者の約6割を占めている。利用者の障害は多様化しており、利用者の多様なニーズに対する支援の提供が必要となっている。就労B型、生活介護事業所においては、地域の状況も相まって、事業所間や地域間での支援の質に差が生じる可能性があり、これらの現状を踏まえ、一定の支援の質の担保が望まれる状況となっている。

ガイドライン案作成の経緯

- アンケート、ヒアリング調査等の結果を踏まえ、研究検討委員会、ガイドライン作成WGを中心に議論
- 先行資料（放課後等デイサービスガイドライン）を参考に骨組み
- 「総則」「設置者・管理者向け」「サービス管理責任者向け」「従業者向け」の4本の柱で構成

ガイドライン案の趣旨

- 特別なものを求めるのではなく、障害ある人たちを支援するうえでの基本的な姿勢や事柄、守るべきもの、役割などを示す
- 利用者の主体的な生活と自己実現、利用者の権利・利益の保障、地域への社会参加の実現など、共通の役割として明記
- 「自己点検チェックリスト案」「実践事例集」をあわせて作成。それぞれ対応、連動して活用できるものとする。

就労継続支援B型

基本的姿勢

利用者が生産活動を主とした諸活動によって、働くうえで必要な知識や技術の向上及び喜びややりがいの享受、社会の中での役割の創出と、利用者の自己実現のための主体的な生活を送るための場として、サービスを提供する

基本的役割

- さまざまな就労ニーズに対応するための支援
- 利用者の主体的な生活と自己実現を目指した支援
- 利用者の心身の健康の維持・増進のための支援
- 利用者の社会参加の機会の保障
- 利用者の権利と意思決定の保障

基本活動

「自立支援と日常生活の充実のための支援」「生産活動及び工賃の向上」
「利用者の特性や状態に応じた支援」「地域の状況やニーズに応じた支援」
「生産活動を通じた地域における経済活動のための支援」
「社会生活のための支援」

ガイドライン案の内容

生活介護

基本的姿勢

利用者の心身の健康の維持・増進のための日常生活の支援を保障しながら、提供する諸活動によって喜びややりがいを享受し、友人や支援者等との対人関係を構築し、地域社会とのつながりのなかで、利用者の自己実現のための主体的な生活を送るための場として、サービスを提供する

基本的役割

- 利用者の心身の健康の維持・増進のための支援
- 利用者の主体的な生活と自己実現を目指した支援
- 利用者の社会参加の機会の保障
- 利用者の権利と意思決定の保障

基本活動

「自立支援と日常生活の充実のための支援」「創作的活動」
「生産活動」「利用者の心身の状況に応じた支援」
「障害の状態像に応じた支援」「社会参加・地域交流の機会の提供」
「地域の状況やニーズに応じた支援」「社会生活のための支援」

(参考資料6-3) (6)利用者が地域でより良い障害福祉サービスを利用するために

自己点検チェックリスト案 [生活介護事業所]

チェック項目	評価 (1~4を記入) 1. できていない 2. あまりできていない 3. 概ねできている 4. できている	ガイドライン案対応項目			
		総則	設置者・ 管理者 向け	サービス 管理責任者 向け	従業者 向け
I サービス提供方針を明確にしている	18				
① 利用者を主体とした支援を行なっている。	4	(1)(2)(3)(4)		(2)	
② 利用者の意思を尊重し、利用者自身の自己決定の機会を保障している。	3	(2)(3)(4)	(2)	(2)	(2)
③ 運営規程や活動内容、個別支援計画等の内容について、利用者に正しく説明を行い、同意を得ている。	4		(2)(3)	(2)(3)	(2)(3)
④ 利用者の社会参加の機会を保障している。	3	(1)(2)			
⑤ 障害者福祉に関する法令、人権、労働、社会保障、消防等事業の運営に係るすべての関係法令を遵守している。	4	(5)			
II 社会参加・地域連携に取り組んでいる	5				
① 利用者が地域社会に参加し、役割を担い、社会経験の幅を広げる機会を作っている。	1	(1)(2)(3)			
② 利用者の希望や障害特性に応じ、地域社会につながる生産活動または創作的活動を行なっている。	1	(2)(3)			
③ 事業所内の活動にとどまらず、地域の社会資源を活用した支援に取り組んでいる。	1	(2)(3)	(2)	(2)	(2)
④ さまざまな関係機関・団体と連携し、地域における支援のネットワーク作りに取り組んでいる。	1		(2)	(2)	(2)
⑤ 事業所が地域生活支援拠点を視野にいれ、積極的に体験利用や緊急時の受け入れを行なっている。	1	(3)			
III 支援体制を整えている	15				
① サービス提供に必要な人員を配置している。	4		(2)		
② 事業運営の理念・方針が設定され、職員間で遵守されている。	4		(2)		
③ 職員が心身ともに健康で意欲的に支援を提供できるような労働環境を整備している。	2		(2)	(2)	
④ 職員の知識・技術の向上のために、研修等の機会を確保している。	3		(2)	(2)	(2)
⑤ 職員間の意思疎通、支援内容の共有等を行うための時間や機会を日常的に確保している。	2		(2)	(2)	(2)

5. 身体拘束等の適正化について(平成30年度報酬改定検討課題より)

・今般、身体拘束等の記録を行っていない場合の減算を設けることとするが、「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、職員等に対する研修の定期的な実施」についても努めるものとし、その上で、更なる見直しについて検討する。

(参考資料7-1)(7) 住まいの場における重度化・高齢化への対応について

●障害者支援施設における夜勤職員(22時～翌5時の時間帯に勤務)の配置状況

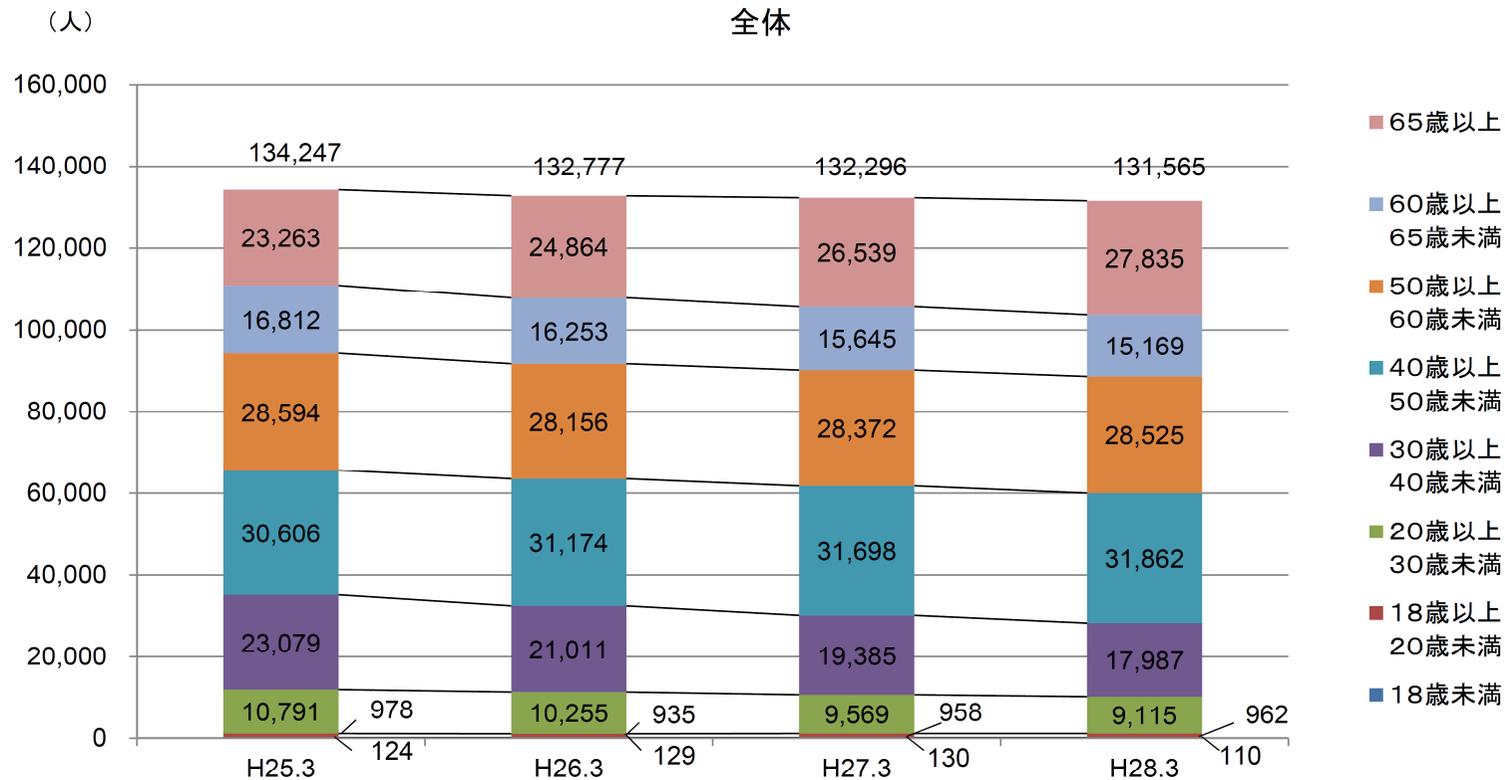
配置人数者数	事業所数	%
1名	16	5.1
2名	138	43.8
3名	82	26.0
4名	51	16.2
5名以上	23	7.3
不明・無回答	5	1.6
計	315	100

日本知的障害者福祉協会 障害者支援施設部会 障害者支援施設における夜間支援に関する実態調査
(調査基準日:平成27年10月1日現在)より

(参考資料7-2)(7) 住まいの場における重度化・高齢化への対応について

施設入所支援の利用者数の推移（年齢階級別）

○ 年齢階級別の利用者数について、28年3月時点の利用者数を25年3月時点の利用者数と比較すると、18歳未満については11.3%減少、18歳以上20歳未満については1.6%減少、20歳以上30歳未満については15.5%減少、30歳以上40歳未満については22.1%減少、40歳以上50歳未満については4.1%増加、50歳以上60歳未満については0.2%減少、60歳以上65歳未満については9.8%減少、65歳以上については19.7%増加している。



(出典：国保連データ)

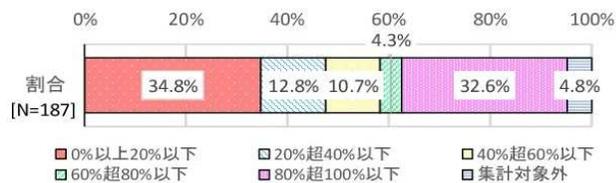
(参考資料7-3)(7) 住まいの場における重度化・高齢化への対応について

●グループホームにおける個別のホームヘルプ利用にかかる経過措置について

(1) 個人ヘルパー利用者の概要

- 事業所ごとの全利用者に占める個人ヘルパー利用割合は、「0%以上20%以下」が34.8%、「80%以上100%以下」が32.6%となっており、緩やかな二極化の傾向が見られた。
- 個人ヘルパー利用者1人当たりの個人ヘルパー利用日数(平成30年9月の1か月間)の階級別の構成比は、個人ヘルパー利用者の総数でみた場合、「26~30日」の割合が最も多く、「個人ヘルパー利用総数」で45.1%、「うち居宅のみの利用」で40.2%、「うち重度訪問介護のみの利用」で61.9%、「うち居宅介護及び重度訪問介護の利用」で64.5%となっていた。
- 利用する居宅介護等事業者数別にみた場合、いずれの利用事業者数においても、「同一法人の居宅介護等事業者を利用する者」が最多となっており、利用事業者数が少ない利用者ほど、「同一法人の居宅介護等事業者を利用する者」の構成比が高い傾向が見られた。

全利用者に占める個人ヘルパー利用割合



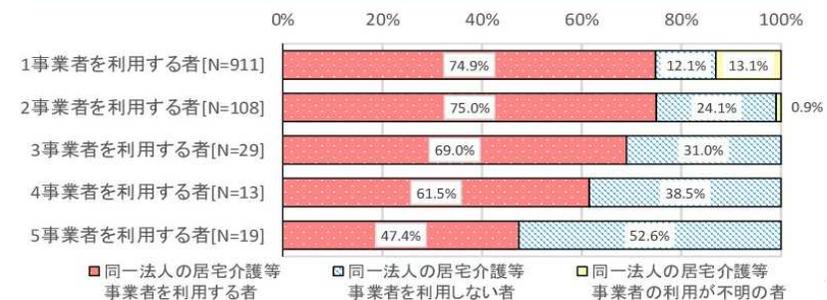
利用者1人当たりの個人ヘルパー利用日数



年齢階級別・障害支援区分別の個人ヘルパー利用者数



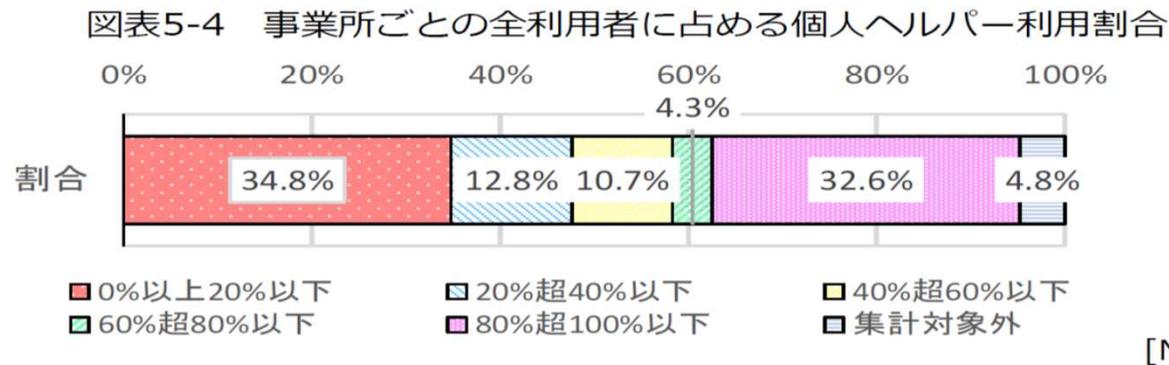
同一法人の居宅介護等事業者を利用する者の構成比



(参考資料7-4) (7)住まいの場における重度化・高齢化への対応について

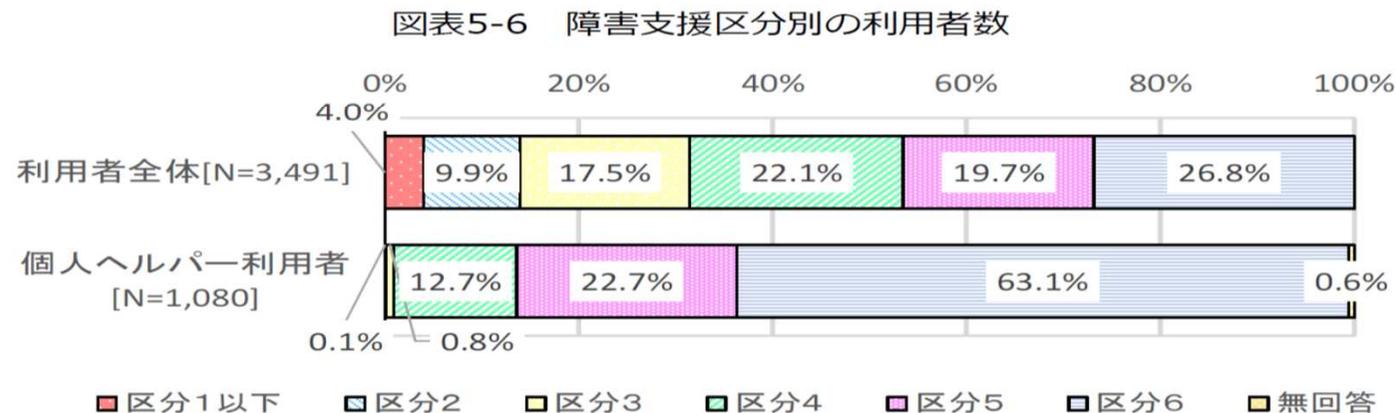
④事業所ごとの全利用者に占める個人ヘルパー利用割合

事業所ごとの全利用者に占める個人ヘルパー利用割合は、「0%以上20%以下」が34.8%、「80%以上100%以下」が32.6%となっており、緩やかな二極化の傾向が見られた。



⑦障害支援区分別の利用者数

障害支援区分別の利用者数について、個人ヘルパー利用者の構成割合を見ると、「区分6」が63.1%で最も多く、「区分5」が22.7%、「区分4」が12.7%となっていた。



(参考資料8-1)

(8) 障害者が働くための支援について

● 就労継続支援B型事業における人員配置について

実配置人数(常勤換算) — 指定基準上必要な配置人数	事業所数	%
0名	4	5.8
~0.5名未満	6	8.7
0.5名~1名未満	10	14.5
1名~1.5名未満	14	20.3
1.5名~2名未満	4	5.8
2名~2.5名未満	10	14.5
2.5名~3名未満	5	7.2
3名~3.5名未満	6	8.7
3.5名~4名未満	5	7.2
4名~4.5名未満	2	2.9
4.5~5名未満	1	1.4
5名~	2	2.9
計	69	100

- 指定基準上必要な配置人数計・・・279名
- 実配置人数(常勤換算)計・・・・・・410名
- 現在員数計・・・・・・・・・・・・1,940名
- 平均職員配置 4.7: 1

日本知的障害者福祉協会生産活動・就労支援部会 就労継続支援B事業(高齢者・重度者)に関するアンケート(基準日:令和2年1月1日現在)より

『就労継続支援B型実態調査(平成30年度障害福祉サービス等報酬改定影響調査)』
調査基準日:平成30年6月1日現在 / 調査対象:会員事業所 766事業所

- 実配置人数(常勤換算)計・・・・・・4,154名
- 現在員数計・・・・・・・・・・・・18,465名
- 平均職員配置 4.4: 1

(参考資料8-2) (8) 障害者が働くための支援について

●就労継続支援B型事業の経営状況について

令和元年障害福祉サービス等経営概況調査結果の概要

○ 調査項目 障害福祉サービス等の提供状況、従事者の状況、収支の状況

サービスの種類	平成29年度決算	平成30年度決算	増減	サービスの種類	平成29年度決算	平成30年度決算	増減
訪問系サービス				相談系サービス			
居宅介護	5.7%	4.4%	▲1.3%	計画相談支援	1.1%	▲2.0%	▲3.1%
重度訪問介護	3.2%	3.2%	0.1%	地域移行支援 ※	▲1.4%	0.2%	1.6%
同行援護	3.9%	3.8%	▲0.1%	地域定着支援	▲0.2%	▲0.7%	▲0.5%
行動援護	0.5%	4.9%	4.5%	障害児相談支援	▲4.4%	▲1.9%	2.5%
日中活動系サービス				障害児入所サービス			
短期入所	3.9%	2.2%	▲1.7%	福祉型障害児入所施設	2.9%	▲1.7%	▲4.6%
療養介護	3.3%	1.5%	▲1.8%	医療型障害児入所施設	▲0.2%	3.1%	3.3%
生活介護	7.3%	6.8%	▲0.4%	障害児通所サービス			
施設系・居住系サービス				児童発達支援	2.0%	1.0%	▲0.9%
施設入所支援	3.4%	4.6%	1.2%	医療型児童発達支援 ※	▲1.8%	1.1%	2.9%
共同生活援助(介護サービス包括型)	6.4%	10.0%	3.6%	放課後等デイサービス	9.1%	11.0%	1.9%
共同生活援助(外部サービス利用型)	2.2%	6.4%	4.1%	保育所等訪問支援	▲2.8%	▲1.5%	1.3%
訓練系・就労系サービス				全サービス平均(参考)			
自立訓練(機能訓練) ※	▲1.9%	1.8%	3.7%	全体	3.9%	3.9%	0.0%
自立訓練(生活訓練)	1.1%	2.4%	1.3%				
就労移行支援	3.7%	1.7%	▲2.1%				
就労継続支援A型	5.6%	7.8%	2.2%				
就労継続支援B型	7.5%	4.8%	▲2.7%				

日本知的障害者福祉協会が考える今後目指すべき方向性について(案)

障害のある人たちが、障害の状態に関わらず、それぞれの地域の中で、安心できる、一人ひとりの想いが実現できる仕組みづくりのため、**本報酬改定の要望に加え**、次期報酬改定に向け、中期的な視野に立った**横断的かつ包括的**な議論を進めていただくよう提案いたします。

住まいの支援

- より個々の希望やニーズ、特性に合った日中活動事業所の利用促進による社会参加と選択肢の拡大
【障害者支援施設】
≫他日中系事業所の利用機会を拡大する仕組みづくり
- どんなに重い障害があっても何歳になっても、安心して住まい続けることのできるホームの専門性の向上
【グループホーム】
≫職種を生活支援員に統一し、専門性の向上を図るとともに、各事業所に実態に即した柔軟な職員配置を可能とする仕組みづくり
≫より専門的に健康面の支援提供する仕組みづくり
- 個別性・QOL向上に向けた小規模ユニット化の促進
【障害者支援施設】
≫設備基準および人員体制の評価に関する検討
【障害児入所施設】
≫地域小規模障害児入所施設(仮称)の創設
- 児童期から成人期への円滑な移行の推進
【障害児入所施設】
≫自立支援システムの確立と自立援助ホーム(仮称)の創設
- 育ちの時期に重要な家族支援の充実
【児童発達支援】
≫事業所内相談支援の充実
≫グループカウンセリングやペアレントトレーニングの充実

子どもの支援

社会参加・社会生活の支援

- どんなに重い障害があっても、当たり前の日常生活を送ることができる体制の整備
【生活介護】
≫特殊浴槽による入浴支援等の評価
≫訪問による、事業所と家庭支援環境のシンクロ化した個別支援の仕組みづくり
≫特別な食事形態提供支援体制の充実
【居宅介護・移動支援等】
≫社会参加を促進する居宅介護、移動支援等のあり方の検討
 - 働くこと自体が評価され、働くことが生きがいとなる仕組みづくり
【就労継続支援B型】
≫工賃のみでない多角的視点による報酬のあり方の検討
 - 労働者としての立場と、必要な福祉サービスを利用する者としての立場が両立する仕組みづくり
【就労継続支援A型】
≫時間のみでない多角的視点による報酬のあり方の検討
- ## 働くことへの支援
- 地域の強みを活かした、ネットワークによる支援の促進
【基幹相談支援センター・地域生活支援拠点・計画相談】
≫複数事業所のネットワークによる支援の推進
≫基本相談やネットワークづくりに、より力を入れることができる相談支援の仕組みづくり

相談支援